

畜産経営の安定に関する法律第三十六条第三項の身分を示す証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第三十九号

畜産経営の安定に関する法律第三十六条第三項の身分を示す証明書の様式を定める規則

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三十六条第三項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

6 セ ン チ メ ー ト ル	第	号	身 分 証 明 書			
			所 属	氏 名	年 月 日	生
上記の者は、畜産経営の安定に関する法律第36条第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。						
年 月 日交付						
秋田県知事						印
←————— 9センチメートル —————→						

畜産経営の安定に関する法律抜粋
(報告及び検査) 第36条 略 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。 3 前2項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  第39条 第12条第8項若しくは第36条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。